

国立大学法人大分大学における大学発ベンチャーに関する規程

令和3年12月15日

令和3年規程第46号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における大分大学発ベンチャーについて定めることにより、法人の特許、研究成果及び技術等に関するベンチャー企業の活動を支援し、その研究成果を社会及び経済に還元することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学発ベンチャー 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 研究成果ベンチャー 法人における研究成果に基づく知的財産権又は新たな技術・ビジネス手法を事業化する目的で設立されたベンチャー
 - イ 学生ベンチャー 法人と深い関連のある学生が起業したベンチャー
 - ウ 前ア及びイに定めるもののほか、学長が認めるもの
- (2) 職員等 国立大学法人大分大学職務発明規程（平成16年規程第101号）第2条第5号に規定する者をいう。
- (3) 学生等 大分大学の学部学生、大学院生、研究生及び法人の研究員その他法人及び大分大学の教育研究に携わる者をいう。
- (4) 企業等 株式会社、合同会社、有限責任事業組合、協業組合その他の組織をいう。

(届出及び報告)

第3条 大学発ベンチャーとして企業等を設立した者は、大学発ベンチャー届出書（様式第1号）により、学長に届け出るものとする。

2 前項の届出を行った企業等が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その旨を直ちに学長に報告しなければならない。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）に定める解散をした場合
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に定める破産手続を開始した場合
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生手続を開始した場合
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に定める更生手続を開始した場合
- (5) 不正競争防止法（平成5年法律第47号）に定める不正競争を行ったことにより同法第21条に規定する罰則を受けた場合
- (6) その他前各号に準じる事由が生じたとき

(称号の授与)

第4条 法人は、次条に規定する大学発ベンチャーの代表者からの申請に基づき、大分大学発ベンチャー又は大分大学発スタートアップ（以下「大分大学発ベンチャー等」という。）のいずれかの称号を授与することができる。

(称号授与の申請)

第5条 企業等が第3条第1項の届出を行い、かつ、次の各号に掲げる要件を満たす場合であって、当該大学発ベンチャーの代表者が大分大学発ベンチャー等の称号の授与を希望するときは、大分大学発ベンチャー等称号授与申請書（様式第2号）により、学長に申請するものとする。

- (1) 第2条第1号に規定する大学発ベンチャーに該当していること。
- (2) 事業内容等が公序良俗及び法令に反しないこと。
- (3) 法人に対する名誉毀損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと。

- (4) 製品、サービス等の内容又は品質を保証するために称号を使用するものではないこと。
- (5) 単に他者の製品を販売する小売業、サービス業等ではないこと。
- (6) 申請書、添付書類、財務状況等から適切な事業が行われることが認められること。
- (7) 法人の役員及び職員等が当該企業等の役員に就任する場合又は就業する場合は、国立大学法人大分大学職員兼業規程（平成27年規程第54号）その他の法人の関係内部規則等に定める所要の手続、許可等が適正に行われていること。

（称号授与の手続）

第6条 学長は、前条の申請があった場合は、その可否について大分大学研究マネジメント機構運営会議（以下「運営会議」という。）に審議を付託するものとする。

- 2 研究マネジメント機構長は、前項の付託を受け、称号授与の可否について審議するものとする。
- 3 学長は、前項の審議結果を踏まえて称号授与の決定を行い、その結果を申請者に通知するものとする。
- 4 学長は、称号の授与を決定した場合は、大分大学発ベンチャー称号記（様式第3-1号）又は大分大学発スタートアップ称号記（様式第3-2号）を当該申請者に交付する。
- 5 称号の有効期間は、授与した日から5年間とする。ただし、再申請を妨げない。

（称号授与に伴う支援）

第7条 法人は、称号を授与した大学発ベンチャーに対し、法人の管理運営及び教育研究に支障のない範囲において、次の各号に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 法人の施設のうち、研究マネジメント機構棟の大学発ベンチャーの事業の範囲内での使用
- (2) 前号の規定により法人の施設を使用し、大学発ベンチャーの登記を行う場合における当該施設の住所の使用
- (3) 研究マネジメント機構が所管する施設、イベント、ウェブサイト等における大学発ベンチャーの事業内容に関する紹介
- (4) その他学長が必要と認める支援

（支援の申請及び決定）

第8条 前条各号の支援を希望する大学発ベンチャーの代表者は、大分大学発ベンチャー等支援申請書（様式第4号）により、学長に申請するものとする。

- 2 学長は、前項の申請があった場合は、その可否について運営会議に審議を付託するものとする。
- 3 研究マネジメント機構長は、前項の付託を受け、支援の可否について審議するものとする。
- 4 学長は、前項の審議結果を踏まえて支援の決定を行い、その結果を申請者に通知するものとする。
- 5 学長は、支援を決定した場合は、大分大学発ベンチャー等支援決定通知書（様式第5号）を当該申請者に交付する。
- 6 支援期間は、支援を通知した日から5年を超えない範囲で学長が必要と認める期間とする。ただし、再申請を妨げない。

（称号の使用及び停止）

第9条 大分大学発ベンチャー等の称号を授与された企業等（以下「称号授与企業」という。）は、当該称号を使用することができる。

- 2 学長は、称号授与企業が広告又は宣伝のために称号を使用する場合において、当該使用が不適当であると認めるときは、当該広告又は宣伝における称号の使用の停止を求めるものとする。

(活動内容の報告)

第10条 称号授与企業は、毎年6月末日までに、大分大学発ベンチャー等活動内容報告書(様式第6号)により、その前年度における活動内容を学長に報告しなければならない。

(称号等の返還)

第11条 称号授与企業は、大分大学発ベンチャー等の称号の返還を大分大学発ベンチャー等称号・称号記返還申出書(様式第7号)により、学長に申し出ることができる。

- 2 学長が、前項の称号の返還の申出を認めたときは、当該称号授与企業等は、速やかに当該称号記を法人に返還しなければならない。
- 3 前項により称号の返還を認められた企業等は、返還を認められた日以後、称号を保持していた事実を当該称号授与企業等の事業に利用してはならない。

(称号の取消し等)

第12条 法人は、称号授与企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、大分大学発ベンチャー等の称号を取り消すことができる。

- (1) 第3条第2項各号のいずれかに該当した場合
 - (2) 第5条各号に掲げる要件を満たさなくなった場合
 - (3) 正当な理由なく第10条の活動内容の報告を怠り、報告書の提出要請に応じない場合又は事業活動の実態がなくなった若しくは事業活動の実態がないと学長が認めた場合
 - (4) その他法人の不名誉となるおそれがある場合等であって当該称号を保持するのが適当でないと学長が認めたとき
- 2 法人は、前項の規定により大分大学発ベンチャー等の称号を取り消した場合は、大分大学発ベンチャー等称号授与取消通知書(様式第8号)により、当該称号授与企業に通知するものとする。
- 3 前項の規定により、大分大学発ベンチャー等の称号の取消通知を受けた称号授与企業は、速やかに当該称号記を法人に返還し、当該取消通知を受けた日以後、当該称号を保持していた事実を当該企業等の事業に利用してはならない。

(免責)

第13条 法人は、当該称号の付与により、称号授与企業の製品、サービス等の内容及び品質を保証しない。

- 2 称号の授与又は取消しにより、称号授与企業又は第三者に損害が生じた場合であっても、法人は当該損害を賠償する義務を負わない。

(損害賠償)

第14条 称号授与企業及び称号授与企業であった企業等は、称号の使用により法人に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

(相談窓口)

第15条 学長は、職員等及び学生等からの大学発ベンチャーに関する質問及び相談に対応するため、大分大学研究マネジメント機構産学官連携推進センターに相談窓口を開設するものとする。

- 2 前項の相談窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第16条 大学発ベンチャーの支援等に関する事務は、研究推進部産学連携課において処理する。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、法人における大学発ベンチャーに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年12月15日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日に大分大学発ベンチャーの名称使用について法人から許可された企業等については、この規程により大分大学発ベンチャーの称号の授与をしたものとみなす。この場合において、当該許可の日から5年を超えているものについては、第6条第5項中「称号の有効期間は、授与した日から5年間とする」とあるのは、「称号の有効期間は、この規程が施行された日から1年間とする。」と読み替えて適用する。

附 則（令和6年規程第6号）

- 1 この規程は、令和6年2月21日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日までに大分大学発ベンチャーの称号を授与された大学発ベンチャーが、大分大学発スタートアップの称号の授与を希望するときは、この規程による改正後の国立大学法人大分大学における大学発ベンチャーに関する規程第5条の規定により学長に申請し、及び第6条の規定により称号授与の手続を行うものとする。
- 3 前項の手続により授与された大分大学発スタートアップの称号の有効期間の終期は、この規程の施行日の前日までに授与された大分大学発ベンチャーの有効期間の終期と同日とする。

年 月 日

大分大学発ベンチャー等称号授与申請書

国立大学法人大分大学長 殿

（申請者）

名 称

代表者

国立大学法人大分大学における大学発ベンチャーに関する規程（令和3年規程第46号）第5条の規定により，大分大学発ベンチャー等の称号の授与を下記のとおり申請します。

なお，同規程第3条第2項各号に該当することとなった場合は，直ちに報告します。

記

- 1 申請区分（新規又は再申請のいずれか）
- 2 申請する称号（大分大学発ベンチャー又は大分大学発スタートアップのいずれか）
- 3 企業名（法人格を含む。）
- 4 所在地
- 5 事業概要
- 6 申請事由等（申請要件を満たしていることの説明）
- 7 添付資料（例示）
登記簿の写し，定款の写し，企業概要及び組織図，事業報告書・収支決算書又は計画書
兼業許可通知の写し（法人の職員の場合）その他参考となる資料

様式第3-1号(第6条関係)

第 号

大分大学発ベンチャー称号記

名 称

住 所

国立大学法人大分大学における大学発ベンチャーに関する規程(令和3年規程第46号)第6条の規定により、大分大学発ベンチャーの称号を授与します。

【有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日】

年 月 日

国立大学法人大分大学長

様式第3-2号（第6条関係）

第 号

大分大学発スタートアップ称号記

名 称

住 所

国立大学法人大分大学における大学発ベンチャーに関する規程（令和3年規程第46号）第6条の規定により，大分大学発スタートアップの称号を授与します。

【有効期間 年 月 日 ～ 年 月 日】

年 月 日

国立大学法人大分大学長

大分大学発ベンチャー等支援申請書

国立大学法人大分大学長 殿

（申請者）

名称

代表者

国立大学法人大分大学における大学発ベンチャーに関する規程（令和3年規程第46号）第8条第1項の規定により、下記のとおり支援を申請します。

なお、申請にあたっては、同規程その他法人が定める内部規則等を遵守することを誓約します。

記

（1） 支援を希望する事項

（2） 支援を必要とする理由

大分大学発ベンチャー等支援決定通知書

名称

代表者

国立大学法人大分大学長

国立大学法人大分大学における大学発ベンチャーに関する規程（令和3年規程第46号）第8条第5項の規定により、下記のとおり支援を決定しましたので通知します。

なお、支援を受けるにあたっては、同規程その他法人が定める内部規則等を遵守してください。

記

(1) 支援する事項

(2) その他

年 月 日

大分大学発ベンチャー等活動内容報告書

国立大学法人大分大学長 殿

名 称
代表者

国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における大学発ベンチャーに関する規程（令和3年規程第46号）第10条の規定により、前年度における活動内容を下記のとおり報告します。

記

- 1 活動報告期間 年 月 日から 年 月 日
- 2 活動内容概要 別紙のとおり
※様式は任意 ただし、直近1年度の実績及び次年度の計画が分かるもの
- 3 経営状況等
 - (1) 過去3年の営業売上高
(期間) 営業売上高 _____, _____ 円, 営業利益 _____, _____ 円
(期間) 営業売上高 _____, _____ 円, 営業利益 _____, _____ 円
(期間) 営業売上高 _____, _____ 円, 営業利益 _____, _____ 円
 - (2) 発行株式数 _____ 株
 - (3) 主な出資者 _____
 - (4) 雇用者（従業員）の人数 _____ 人
 - (5) 今後の増資計画（ 有 ・ 無 ）
※有の場合、時期及び手段（ _____ ）
 - (6) 主な仕入先 _____
 - (7) 主な販売先 _____
 - (8) 法人が保有する知的財産の活用状況及びロイヤリティー支払の見込み

 - (9) 法人が譲渡した知的財産の活用状況

(10) 法人との共同研究等の実績（金額）と成果

(11) 法人の役員、職員等及び学生等の大分大学発ベンチャー等における役職、任期、活動内容及びエフォート

(12) 直近事業年度の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書 別紙のとおり

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

大分大学発ベンチャー等称号・称号記返還申出書

国立大学法人大分大学長 殿

名 称

代表者

国立大学法人大分大学における大学発ベンチャーに関する規程（令和3年規程第46号）第11条の規定により，大分大学発ベンチャー等の称号及び称号記の返還を申し出ます。

記

1 返還申出理由

2 返還希望日

年 月 日

大分大学発ベンチャー等称号授与取消通知書

殿

国立大学法人大分大学長

年 月 日付け第 号で授与した大分大学発ベンチャー等称号については、下記理由により取り消すこととなったので、通知します。

記

取消理由（該当する理由に○）

- 1 国立大学法人大分大学における大学発ベンチャーに関する規程第3条第2項各号のいずれかに該当した
- 2 国立大学法人大分大学における大学発ベンチャーに関する規程第5条各号の申請要件に該当しなくなった
- 3 事業活動の実態がなくなった又は事業活動がないと学長が認めた
- 4 その他法人の不名誉となるおそれがある場合等であって当該称号を保持するのが適当でないと学長が認めた